

委第3号議案

特定健康診査における高齢者の聴力検査・検診及び加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

少子高齢化社会に突入した日本では、社会の活性化には高齢者の社会参加がこれまで以上に活発にならなければならない。しかし、加齢性難聴による機能の低下は、日常生活が不便となりコミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす原因となり、鬱や認知症の危険因子となっている。政府は、2015年に策定した「新オレンジプラン」の中でも、認知症を引き起こす危険因子として加齢や高血圧の他、難聴も挙げられている。

よって、老人保健法の施策の一つとして高齢者の聴力検診事業を促進し、コミュニケーション障害を軽減することは、高齢者の社会参加のために必要な施策である。難聴の原因が疾患によるものか加齢性のものか適切な判断を行うための検査・検診等を実施している自治体も生まれている。

そこで、国におかれては、(1) 行政へ聴力検診の重要性と聴力検診を受ける側である市民の聴力検診に対する必要性を周知し、特定健康診査に対し検査・検診費用等の財源措置を取っていただきたい。

そして、(2) 適切な補聴器の推奨等を図っていただき、経済的な格差で高額な補聴器が購入できず社会参加できない高齢者をなくす施策として、補聴器の購入に際し公的助成を創設することを強く求める。

以上、高齢になっても生活の質を落とさずに心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるため、特定健康診査における高齢者の聴力検査・検診への財源措置を講ずるとともに、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月 日

桶川市議会議長 佐藤 洋

令和元年 9 月 26 日提出

桶川市議会 議会運営委員長 仲 又 清 美